

第2章 調査の背景

調査実施に当たって、背景となる関連の法整備と埼玉県支部における関連の取組を整理した。

1. 関連動向

企業は国の規制にあわせて公害・環境対策を実施するため、環境関連のビジネスは国の法令改正などによる環境規制強化や環境保全活動への支援などによる事業支援に大きく影響される。

近年は、企業の社会的責任として環境関連活動を見なす企業や、環境関連活動が事業改善に結びつくと考え企業などが、大企業を中心として現れ始めている。

県内中小企業における「環境分野におけるビジネスチャンス」と、別に説明する埼玉県支部事業として実績のある産業廃棄物処理業診断の双方に関連の深い「産業廃棄物施策の動向」について記述する。

(1)環境関連法令

①グリーン調達法

平成 12 年 5 月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン調達法）」が制定された。循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え需要面からの取組が重要である。同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会構築を推進することを目指す。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

埼玉県には県内のグリーン購入の取組を促進するために設立されたネットワーク「埼玉グリーン購入ネットワーク」(<http://www.saitamagpn.jp/saitamagpn.html>)がある。地域の幅広い団体・個人が参加し、地域のグリーン購入推進の取り組みを行うとともに、「全国グリーン購入ネットワーク」と連携した活動を実施している。

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

廃棄物に関する取り扱いを規定する法律。

目的は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。廃棄物の種類と定義（費用を支払って処理する排出物）、国・地方自治体、事業者の責務を定めている。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等と定められている。また、爆発性、毒性、感染症等のおそれのあるものを特別管理産業廃棄物と定めている。

産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」と定めている。

一般廃棄物にあつては市町村長の、産業廃棄物にあつては都道府県知事の許可が必要である。廃棄物の適正な処理を図る観点では必要な制度であるが、リサイクルするための廃棄物を取り扱う場合にも許可が必要である。

廃棄物か否かの判断は、主に有償で取引されるかであるため、古紙や木くずなどが資源となったり、廃棄物となったりと取引の実態が影響する。

③リサイクル関連法

循環社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電製品リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法がある。

循環型社会形成推進基本法	資源有効利用促進法	容器包装リサイクル法
平成 13 年 1 月施行	平成 13 年 4 月施行	平成 12 年 4 月完全施行
環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定める。	事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)、回収した製品からの部品などの再使用(リユース)のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システム構築をめざす。 現在、7 類型で 10 業種 69 品目が政令で指定されている。	容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置を講じることにより、一般廃棄物の減量・再生資源の利用を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与すること。

自動車リサイクル法	食品リサイクル法	建設リサイクル法
平成 17 年 1 月施行	平成 13 年 4 月施行	平成 14 年 5 月施行
自動車所有者、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者、自動車メーカー・輸入業者などの役割分担を明確にし、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としている。	食品の製造、流通、外食などにおいて食品廃棄物などの再生利用(発生抑制、再生利用、減量)などを実施。また、年間の食品廃棄物などの発生量が 100 t 以上の事業者は、「 <u>判断基準</u> 」に従い再生利用などを促進することが義務づけられている。	建物の解体(80 m ²)、新築・増築(500 m ²)、修繕・リホーム等(1 億円)、土木工事等(500 万円)を対象建設工事として、解体工事などに伴って排出されるコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材の分別・リサイクルを促進する。

(2)産業廃棄物施策の動向

①優良性評価

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）と基準（以下「評価基準」という。）に適合していることを確認した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に対して、「処理業の許可申請の際に提出する申請書類の一部省略」「評価基準に適合した旨を許可証に記載し、排出事業者等に提示できる」仕組みである。

一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにすることで、排出事業者の委託業者選定を容易にすることが期待される。また、処理業者の優良化の目標提示という側面も期待されている。

○評価基準項目

・遵法性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令に違反せず直前の5年以上にわたり産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

・情報公開

5年以上にわたり、会社情報、財務情報、地域融和策等、7項目に関する情報をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新し、その履歴を明らかにすること。ただし、平成18年4月1日までに会社情報、財務情報、地域融和策等、7項目をインターネット上での情報公開を始めていること。

・環境保全への取組

環境大臣が定める認証制度（ISO14001規格、エコアクション21ガイドライン等）の認証を取得していること。

②バイオマス利用

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスという。

地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農山漁村活性化等の観点から、農林水産省をはじめとした関係府省が協力して、バイオマスの利活用推進に関する具体的取組や行動計画を「バイオマス・ニッポン総合戦略」として平成14年12月に閣議決定された。平成18年3月には、これまでのバイオマスの利活用状況や平成17年2月の京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化を踏まえて見直しを行い、国産バイオ燃料の本格的導入、林地残材などの未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウン構築の加速化等を図るための施策を推進している。

バイオマスタウン構想を市町村が公表し、認定されればバイオマス利用に当たっての設備投資が最大5割の補助事業を受けられる。

③廃棄物利用燃料

プラスチックと紙を原料とするRPF、一般廃棄物等を固形化燃料とするRDF、廃食用油を生成するBDFがある。

表 1 廃棄物燃料利用の種類

区分	RPF Refuse Paper & Plastic Fuel (廃プラスチック固形燃料)	RDF Refuse Derived Fuel (廃棄物由来燃料)	BDF Bio Diesel Fuel (廃食油燃料)
概要	古紙と廃プラスチックを 破砕・成型し燃料として利用するもの。6000～8000kcal など発熱量の調整が可能。	家庭や事業所からのごみのうち紙、布、木、プラスチックなどの可燃物を破砕・乾燥・整形し燃料利用するもの。3000～4000kcal 程度の発熱量がある場合が多い。	不純物除去の前処理をした廃食用油に、メタノールと触媒を加えてメチルエステルを生成し、軽油代替燃料として使う。
参考	製紙会社等での燃料利用が進む。	不法投棄事件や爆発事故があり、利用が低迷している。	業者や市民の廃食用油回収活動と結びつく。

④エコアクション21

「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定した。

特徴は、「①中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムであること、②二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・排水量の把握を規定し、必要な環境への取組として、省エネルギー、廃棄物削減・リサイクル、節水の取組を規定、③環境コミュニケーションへの取組を要求していること」の3つである。

(3)建設業の多角化支援の動向

建設業は、社会資本整備の直接の担い手であるとともに、国民総生産・全就業者数の約1割を占める我が国の重要産業のひとつであるほか、雇用の確保の寄与が評価されている。

大手ゼネコン等については、金融機関の不良債権処理が加速しており、経営統合に向かうなどの再編の動きが進行しており、市場規模の縮小に応じたスリム化が進んでいる。

また、比較的公共工事への依存度の高い中小・中堅建設業にとっては、公共投資の減少が続く一方、業者数は横ばいが続き、完成工事高や利益率は低下基調で推移し、再編・淘汰が避けられない状況となっている。

中小・中堅建設業の再生を図るためには、過剰供給構造を是正し、その過程において技術と経営に優れた企業が生き残り、伸びることが出来る環境整備を進める必要がある。

建設業界の経営改革の方向性として、コスト管理の徹底や分業・外注による経営の効率化、資機材調達の共同化や積算・設計の協業化等の企業間連携、合併や協業組合の設立などの経営統合、これまで培ってきた技術とノウハウを活かした、農業・福祉・環境等の新分野への進出など、経営革新の取組みを促進することが重要である。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において、建設業の新分野進出支援策について、「関係省庁が連携して本年秋までにとりまとめ、速やかに実施する」ことが盛り込まれるとともに、予算と制度改革を一体的に実施する「政策群」の例示として、「建設業の新分野進出の円滑化」が位置付けられた。

2004年次にとりまとめた支援策については、大きく分けて、以下の8つのカテゴリーに分類される。

【支援策のカテゴリー】

- ① 農業分野への進出を支援する施策（農林水産省）
- ② 環境分野への進出を支援する施策（環境省）
- ③ 福祉分野への進出を支援する施策（厚生労働省）
- ④ 建設業関連分野への進出を支援する施策（国土交通省）
- ⑤ 中小企業対策の観点から新分野進出を支援する施策（経済産業省）
- ⑥ 労働者の雇用対策の観点から新分野進出を支援する施策（厚生労働省）
- ⑦ 労働者の能力開発の観点から新分野進出を支援する施策（厚生労働省）
- ⑧ 総合的に新分野進出を支援する施策（経済産業省、国土交通省）

建設業の新分野進出を含めた支援の枠組みの1つとして、建設業協会等が実施するワンストップサービスを紹介する。

ワンストップサービス:経営相談事業(建設業協会等)

厳しい経営環境にある地域の中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するため、国土交通省が、各都道府県建設業協会に建設業総合相談窓口を設置し、昨年度から経営革新・新分野進出に取り組む企業支援のため、同事業を推進している。

(4)環境コミュニティ・ビジネス

経済産業省は、地域の企業・NPO・市民団体等の地域コミュニティを形成する主体が連携・協働し、地域が有する環境問題の解決、地域の活性化を経営的感覚に基づき実践する「環境コミュニティ・ビジネス」を支援している。これらの活動を支援することによって、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図り、また、事業の成果及び課題の評価等を通じて、全国に同様の取り組みを広く普及させることを目的としている。

○コミュニティ・ビジネス

コミュニティ・ビジネスとは、地域社会における社会貢献のために地域に根ざした事業性・収益性のある活動をさす。「中小企業白書（2004 年版）」（中小企業庁）では、「従来の行政（公共部門）と民間営利企業の枠組みだけでは解決できない地域問題へのきめ細やかな対応を地域住民が主体となって行う事業である。社会貢献性の高い事業であると同時に、ビジネスとしての継続性も重視される点で、いわゆるボランティアとは異なる性格を持っている。」とされている。

特徴として「①地域住民が主体である、②利益の最大化を目的としない、③コミュニティの抱える課題や住民のニーズに応えるため財・サービスを提供する、④地域住民の働く場を提供する、⑤継続的な事業または事業体である、⑥行政から人的、資金的に独立した存在である、等が挙げられる。」とされている。

○環境コミュニティ・ビジネス

「コミュニティ・ビジネス」のうち、地域の環境保全や環境改善、リサイクル活動など、環境分野に取り組むものが「環境コミュニティ・ビジネス」とされている。「環境コミュニティ・ビジネス」は、地域の企業・NPO・市民団体等の地域コミュニティを形成する主体が連携・協働し、地域が抱える環境問題を解決し、地域コミュニティの構築・拡大強化を通して地域住民の環境面での便益向上につながる収益性のある事業とも言える。

2.埼玉県支部の関連事業・リソース

(1)産業廃棄物処理業診断事業の実施状況

平成 13 年度に埼玉県が、産業廃棄物処理業の許可審査において中小企業診断士等による経理的基礎診断書の提出基準を設け運用を開始して以来 7 年が経過した。これまでの診断実施状況を振り返り、経理的基礎診断書の果たしてきた役割と今後のあり方について考察する。

(2)これまでの経緯

- 平成 12 年 9 月 25 日厚生省通知(衛産第 79 号)により経理的基礎要件の具体的判断基準が示され、そのなかで中小企業診断士等による診断書等の添付について明記された。
- この通知に準拠して埼玉県が全国に先駆けて許可更新時における中小企業診断士等による経理的基礎診断書の提出基準を設定し制度化して運用を開始することとなり、中小企業診断協会埼玉県支部は平成 13 年 3 月に受け皿として準備委員会を発足させ、体制整備と同時並行して産業廃棄物処理業診断業務を開始した。
- 平成 13 年 6 月には診断報告書様式、業務ルール(2 人担当制、リスク対応、業務フロー、報酬額など)の整備を完了し、準備委員会を解散して定常業務体制に移行した。
- 定常業務体制に移行後は関係機関・団体への挨拶訪問による情報把握を適時行ない対処してきた。この間、県の診断書の提出基準が見直され平成 15 年 4 月からは収集運搬業(保管積み替えを除く)については債務超過であっても直前期の経常利益がプラスもしくは直前 3 年間の経常利益の平均値がプラスであれば診断書の提出は不要となった。また、国の通知(衛産第 79 号)についても平成 18 年 2 月に一部改正され、経理的基礎を有すると判断するための基準「自己資本比率が 3 割を超えていることが望ましい」が 1 割に改正された。支部においては本事業への参加者が増えたことと相俟ってスキルアップ研修会、問題点の調整などを逐次実施して現在に至っている。

(3)診断実施状況

以下に診断実施状況を示す。

- 診断実施件数（注：年度は当年 4/1～翌年 3/31 まで、19 年度は 12/25 現在の期中件数）

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	合計
診断件数	46	38	16	22	32	17	9	180

- 上記の診断実施件数のうち、データの明示されているものについて項目ごとに集計した結果を下表に示す。

(単位:件)

	年度	13	14	15	16	17	18	19	合計	備考
申請区分	収集運搬業	24	31	13	2	23	12	6	112	-
	収集運搬業(保)	2	4	0	2	5	2	1	16	
	中間処分業	8	0	0	1	3	2	1	15	
	最終処分業	2	0	3	1	0	0	0	6	
本業	廃棄物処理業	10	9	5	4	9	4	6	47	-
	建設業	14	15	6	2	13	6	2	58	
	その他	11	10	5	0	8	6	0	40	
従業員数	5 人以下	3	12	4	3	14	2	5	43	平均 10.1 人
	6～10 人	11	14	6	0	9	6	1	47	
	11 人以上	10	8	6	3	7	7	2	43	
資本金	3 百万円	9	20	4	1	14	3	4	55	平均 8.5 百万円
	～1 千万円	23	13	11	4	11	12	2	76	
	1 千万円超	4	3	1	1	6	1	2	18	
売上高	1 億円未満	19	23	9	3	18	9	6	87	平均 182.1 百万円
	10 億円未満	15	13	6	2	13	6	2	57	
	10 億円以上	1	0	1	1	0	1	0	4	
債務超過額	1 千万円未満	12	18	5	4	14	4	3	60	平均 76.4 百万円
	～5 千万円未満	17	14	6	1	12	9	3	62	
	5 千万円以上	6	4	4	1	5	3	2	25	

<集計結果から分かったこと>

- 申請区分では収集運搬業の許可申請が多い(75%)
- 申請者の本業は「建設業」が最多で 40%を占める。「その他」の内訳では解体工事業(11 件 7.6%)、運送業(8 件 5.5%)が上位である。
- 従業員数 10 人以下の企業が 68%を占めているが、平均従業員数では 10 人となる。
- 資本金 3 百万円の有限会社が 37%占めている。資本金の平均は 8.5 百万円である。
- 売上高 1 億円以下の企業が 59%占めているが、売上高の平均は 181 百万円となる。
- 債務超過額 1 千万未満の企業が 41%を占めるが、債務超過額の平均では 76.4 百万円となる。
突出した多額債務超過企業 1 社(債務超過額 5,702 百万円)を除いた平均債務超過額は 37.9 百万円となる。
- 廃棄物処理業及び建設業の業界平均と比較すると、業界平均よりも小規模な事業者が債務

超過に陥っていると言える。

	診断先企業 (平均)	廃棄物処理業 (業界平均)	建設業 (業界平均)
従業員数(人)	10	37	20
資本金(百万円)	8.5	29	23
売上高(百万円)	182	925	678

注 業界平均値は中小企業庁編「中小企業の財務指標(平成 17 年発行)」に準拠

(4)活動結果の考察

産業廃棄物処理業診断業務は県の廃棄物行政の一部を補完する業務であり、産業廃棄物処理業診断自体の活動効果は把握し難い。県の廃棄物施策の総合効果の指標の一つである不法投棄件数についてみると 10 年前の 1,000 件が現在は件数・量ともにもほぼ半減していると報告されており、産業廃棄物処理業診断業務も部分システムとして総合効果に寄与している。

診断先企業に対しては、経営者とのヒアリングによりこれまでの経営上の問題点の指摘ならびに 5 ヶ年収支計画(事業計画)における経営改善施策についてアドバイスをしてきた。それにより少なくとも経営者に対する注意喚起による啓蒙効果を発揮してきたと言える。現在の仕組みでは 5 ヶ年収支計画のその後の達成度の確認は出来ないが、産業廃棄物処理業診断業務実施件数が減少していることと、許可更新期間の 5 年を経過して再度経理的基礎診断を受ける企業数が少ないことは活動効果の表れであると考えている

(5)今後の課題

診断事業開始時と現在では産業廃棄物行政の重点は大きく変わった。当時は不法投棄とダイオキシンが大きな社会問題となっていた時期であり、規制の強化により不適格業者・悪質業者の排除が強力に進められた時期である。現在は優良性評価制度が導入され平成 19 年度から運用開始となっており、許可審査においては事業計画の妥当性が重視されている。

一方、受診企業の多くが建設業を本業としており、構造不況におかれている。また、産業廃棄物業界の主流は焼却からリサイクルへと環境保全を重視した取組みとなっている。このため、債務超過企業が健全企業へと、さらには先進的中堅企業へと脱皮するためには、課題が多い。

したがって経理的基礎診断においては、関連業界の動向に詳しい専門家としての視点から経営者に対して指摘・アドバイスをした上で経営者の意欲・能力を勘案して判断することが望ましいため、今後さらなる専門性を高めた診断が喫緊の課題であると考察される。それと同時に、経理的基礎要件の必要性は事業者にも周知されてきたことを踏まえ、今後は優良企業向けの指導・支援に中小企業診断士が積極的に関与し貢献することが課題となる。